

平成28年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年9月13日（火）
会 議 場 所	川里農業研修センター第3会議室
開 会 日 時	平成28年9月13日（火） 午前 8時55分
閉 会 日 時	平成28年9月13日（火） 午後 2時56分
委 員 長	川崎 葉子
委員会出席 議 員	
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	中野 昭            坂本 晃            矢部 一夫 金澤 孝太郎    諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 3 号	鴻巣市地域医療体制整備基金条例	原案 可決
第 6 4 号	鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 5 号	鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 6 号	鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 7 号	鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 7 6 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男

秘書課長 佐々木紀演

(企画部)

企画部長 望月 栄

企画部副部長 飯塚 孝夫

企画部参事兼財政課長

瀬山 慎二

企画部参事兼危機管理課長

笹野 一郎

総合政策課長 小川 哲夫

情報システム課長兼社会保障

・税番号制度導入プロジェクト

課長

小林 宣也

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

(総務部)

総務部長 福田 芳智

総務部副部長 田口 義久

総務部参事兼総務課長

榎本 智

職員課長 清水 洋

契約検査課長 山崎 勝利

自治文化課長 関根 和俊

吹上支所長 田島 史

川里支所長 加藤 薫

会計管理者 水村 光行

会計課長 宮澤 芳之

監査委員事務局長 堀 雅勝

書記 森田 慎三

書記 小野田直人

(開議 午前 8 時 5 5 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第 76 号 平成 27 年度鴻巣市一般会計決算認定についてうち本委員会に付託された部分の歳出について執行部の説明を求めます。

なお、説明はゆっくりとお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 0 時 0 6 分)



(開議 午前 1 0 時 2 8 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 76 号 平成 27 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) まず、歳出の 51 ページ、職員人件費、こちらの扶養手当の一番下のほうなのですけれども、交通安全対策費、以下給料から流用というようところがずっとありますけれども、このそれぞれに流用した理由は何か。続けて全部言ってよろしいのでしたっけ。

(委員長) 1 個 1 個。

(職員課長) 当該手当に係る予算が不足しておったことから交通安全対策費等から流用したものでございます。

(諏訪) ちょっと聞き取りづらかったので、もう一度お願いします。

(職員課長) 当該手当に係る予算が不足しておったことから、交通安全対策費等から流用したものでございます。

(諏訪) 全て予算の中で賄えなかったということでしょうか。

(職員課長) はい、そうでございます。

(諏訪) 要因は何でしょうか。

(委員長) 諏訪委員、もう一度質問を。

( 諏訪 ) 予算で賄えなかった要因を伺います。

( 職員課長 ) 期末手当といろいろ増額等をしたわけですがけれども、その辺がちょっと見込みがうまくできていなかったということかと思えます。

( 企画部参事兼財政課長 ) 通常流用におきましては、款項が議決事項ですので、そこは通常流用ができません。人件費といいますか、この辺につきましては柔軟に流用ができるような形になっていますので、年度末になりますと多少の調整が入ったときに款項が本来は禁止事項なのですがけれども、議会のほうで議決をいただきまして、流用という形ができていますので、特に年度末になりますと多少の超過勤務手当ですとか予想外のものが出たりしますので、調整できるようになっております。以上でございます。

( 諏訪 ) そうしますと、さきに資料のご説明いただきましたが、これとの関連ということでよろしいですか。期末手当のパーセンテージが上がったというようなことも含めて。

( 職員課長 ) はい、そのとおりでございます。

( 諏訪 ) 秘書用務事業の10目交際費が昨年度より費用が多く発生しています。前年度が118万8,090円でしたが、今年度が137万ということで、その費用、交際費が上がった理由を伺います。

( 秘書課長 ) とりたてて昨年と交際の内容が変わったとか、そういったことではなくて、単純に会費ですとか、そういったものの交際費に係る部分が総額的に少なかったということでございます。

以上です。

( 諏訪 ) ただいまのに関連いたしますが、毎年平和行進というものを行っているのですがけれども、北本市の市長は平和行進のときにペナントをつけるのですが、その費用を市長は北本市のほうは出してくださっているのですが、鴻巣市も以前は出してくださっていたのですが、ここのところペナントを出していただいていないものですから、削減をしているのかなと思っております。

( 委員長 ) 諏訪委員、今のは質問ですね。

( 諏訪 ) はい。

( 秘書課長 ) 交際費の支出につきましては、常に毎年というか、その都度、その都度個々に適切に判断をまずしております。その中でやはり類似の事業等につきましても同じようなほかとの整合性等も考えまして、そういったものを全て判断した上で支出のほうは随時適宜見直すといえますか、適正に支出をしております。

以上でございます。

( 諏訪 ) 類似のところを見ながらというご答弁なのですが、北本市ではずっとペナント代を出してくださっております、今後はどのようにされるのか伺います。

( 秘書課長 ) 今後につきましても適正な支出を常に心がけまして、運用のほうを図っていきたくと思います。

以上でございます。

( 諏訪 ) 71ページです。ここの委託料についてなのですけれども、本会議場でも質問が出ましたが、映画館の損益計算書が資料請求のもとに出されました。その損益計算書が黒塗りの部分がございます、これが非常に映画の興行の根拠となるところが黒塗りでございまして、この資料では判断しにくいものですから、このような資料を提出されたことについて、これで審議をなかなかできないというふうにまず1点申し上げて質問に入らせていただきます。

27年の予算額が、映画館の委託料が3,085万8,000円でした。そして、今回の決算額が2,888万6,227円ということなのですが、そうしますと不用額というのは予算から決算額を引いたものだと思われるのですが、この不用額の合計の中にこの映画館の委託料の差し引いたものが含まれているのか確認をいたします。

( 自治文化課長 ) まず、収入の決算額でございますけれども、3億881万962円ということですのでけれども、その中に指定管理料が含まれております。指定管理料が3,085万8,000円となっております。そして、それから支出額ですけれども、3億486万7,415円、これが引いております。ですので、その差額394万3,547円が、これが営業利益となっております。

以上です。

（諏訪）ただいま3億という金額おっしゃられたのですが、3,000ではないですか。

（自治文化課長）指定管理料につきましては3,085万8,000円となっております。そのうちの指定管理料といたしましては8,085万8,000円となっております。

以上でございます。

（諏訪）質問の趣旨が、ごめんなさい、間違っていたらあれなのですが、不用額の中の、このページの不用額がございますよね。委託料の不用額が1,094万3,115円、委託料の合計が1,094万3,115円となっておりますね。この中に映画館の不用額が含まれているかどうかの質問です。

（自治文化課長）これにつきましては、映画館の不用額は含まれてはおりません……ごめんなさい。おります。失礼しました。申しわけございません。映画館の不用額は含まれております。

（諏訪）映画館の不用額は幾らでしょうか。

（自治文化課長）197万1,773円でございます。

（諏訪）映画館の損益計算書で見ましたところ、いわゆる利益が三百九十何万円ですね。394万3,547円。この半額が利益、これは利益なのですがけれども、利益として市のほうに利益分が入るというふうに本会議場で説明をされたと思うのですけれども、不用額と利益額が合致しているのですけれども、先ほど映画館の指定管理料の不用額と利益額が合致していますよね。ですので、不用額として処理をされるのか、それとも利益が入ったというふうに市として管理されるのか伺いたいと思います。

（自治文化課長）利益につきましては、指定管理料を一回出しておりますけれども、そちらに戻入する形になっておりますので、黒字分については入っております。

以上でございます。

（諏訪）映画館の運営というのは、やはり市民にとって文化的な事業ということで市が行っているものだと思われるのですけれども、実際に指定管理で管理をして興行をされている映画館の利益等がどのくらいなの

かがこの決算書だけでは読み取れないと思います。求めた資料において興業がどのぐらい利益があって、市にどのぐらい入るかということが決算書だけでは不明瞭だと思われれます。それと、映画館の興行というのは6割が入場してやっと採算がとれるというようなことを聞いておりました、こうのすシネマいつ行っても館内ほとんど1つのかかっているものが五、六人の人数しか見ていないのです。これでいつ行っても利益が上がるのかなと思っておりました、この映画館が今回利益が出たということなのですけれども、過去に利益はどのように出ていたのかはわかりませんでしょうか。

(自治文化課長)平成27年度が197万1,773円となっております。そして、26年でございますけれども、337万9,797円、平成25年度でございますけれども、235万9,994円となっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、過去の決算でもこの半額の利益が要するに予算の指定管理料から差し引かれたものが決算額ということで指定管理料ということで支払われたということでしょうか。

(自治文化課長) はい、そのとおりでございます。

(諏訪) 今市内のいろいろな事業は、指定管理にお願いしてやっていることがとてもふえております。その中で今回のようになかなか不明瞭な会計処理がされているように思われまして、こういった指定管理者との契約書などは市民が見ることはできるのでしょうか。例えば映画館に関しては、利益が半分が市の会計に入るよというようなことが明記されているものは見ることはできるのかどうか伺いたいと思います。

(自治文化課長) 年度協定書はございますので、そちらの公開はできません。

以上です。

(諏訪) 済みません。また映画館に付随してです。73ページの小中学生向けのプレミアムつき映画振興カード発行なのですけれども、こちらも本会議場で質問があり、動員の人数などが発表されておりますけれども、引き続きこれは繰越明許ということで次の年度も行っていくということ

でしょうか。子どもたちが入る、最初は1回目、2回目、3回目でだんだん入場者が減っていつていきますけれども、広く市民に公表していくような形で動員をする予定があるかどうか伺います。

(自治文化課長) これにつきましては、平成26年度に国より出された予算でございまして、これが27年度に繰越明許となったわけです。ですので、今後このような事業があるかということこの1回だけということになります。

以上でございます。

(諏訪) 87ページの諸費の平和事業です。ここで非核宣言自治会協議会に負担金が出ているのですけれども、この日本非核宣言自治会協議会の活動内容をお願いいたします。

(自治文化課長) この非核宣言自治体協議会の設立の趣旨をご説明させていただきますけれども、核戦争によります人類絶滅の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命であるということでございます。そして、宣言自治体が互いに手を結び合いながら、この地球上から核兵器が姿を消す日まで核兵器の廃絶と恒久平和の実現を平和の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力するというものでございます。

以上です。

(諏訪) 日本は唯一の被爆国としてこの非核宣言、とても重要ですし、鴻巣市も非核宣言都市であるということに誇りを持っているのですけれども、今年の成人式、北本市では成人の方々に憲法手帳を配付されました。残念ながら当市では、自衛官の募集の広告が入りまして、ちょっと近隣市に比べて平和への思いが違うなというふうに感じました。鴻巣市においても憲法手帳などを新成人に配るというようなことをお考えかどうか確認したいと思います。

(総務部長) 今憲法ということで、そういった啓発の冊子を配る、そういう計画があるかということですが、現在のところ計画はございません。

（諏訪）199ページの道の駅の整備事業なのですけれども、測量の委託料が支払われましたが、測量は全て終了したのでしょうか。それで、その結果が出ているのかどうか。お願いします。

（地域活性化特命チーム課長）この測量というのは基準点測量といいまして、これから現地の現況をはかったりとか、それぞれの土地の面積を出したりするための基準点を現地の道路とかそういったところに打つという測量になりますので、特段どこかの部分をはかったとか、そういうことではなくて、測量するための下準備の測量ということになります。以上です。

（諏訪）そうしますと、その測量地点をもう既に取りかかっているということでもよろしいですか。これから測量に入ることですから。

（地域活性化特命チーム課長）あくまでもこれから基本計画等を作成していく下準備としての基準点を打設したというものになりますので、これから基本計画等進んでいった中で測量等は行っていく形になると思います。

以上です。

（諏訪）最後です。209ページです。消費者啓発事業の同じく負担金のところですが、済みません、消費者団体、くらしの会の活動内容を教えてください。

（自治文化課長）まず、くらしの会でございますけれども、例えば食の安全の啓発をしたり、あるいは例えば今でいえば振り込め詐欺等にひっかからないようにということでも寸劇を催したり、そういった消費者に対する啓発活動を一生懸命やっている団体でございます。

以上です。

（諏訪）寸劇、私も見させていただきました。何人ぐらいの構成の会でしょうか。

（自治文化課長）申しわけございませんけど、資料が整っておりませんので、後ほど報告させていただきます。お願いします。

（委員長）資料は後ほどということでもよろしいですね。

（諏訪）はい。

(金澤) それでは、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定の歳出について質問させていただきます。

まず、冒頭職員の人件費のところ、人件費の決算資料をいただきましたが、ここでまず1つだけ確認させてもらいたいです。特別職で、教育長が特別職になったということでその分ふえた。当然教育部局のほうの残は減るといような形で解釈しているのですが、一般職のほうで職員手当のところなのです。まず、給与のところ職員数が13人減りましたよと、再任用が6名ふえましたというところをまず根本的ににおいて、職員手当のところの地域手当、これが26年度が3%が27年度5%に引き上げられたので5,200万円ふえましたと、これは理解できるのですが、その下に長期勤務手当、これが1億5,927万9,000円ということで、26年度は2,700万円ふえていますよというところなのですが、要は今までを見ると職員数が減っている状況の中でまた基本給も恐らくこの関係で増加したのかなと思うのだけれども、この具体的な手当が増加した要因というのは何かあるのですか。

(職員課長) 超過勤務手当が増加要因ですけれども、これにつきましては一般質問の中でもご質問をいただいておりますけれども、マイナンバー制度の導入とか、あわせて昭和63年以来使用してまいりました住民基本台帳や税関係の財務会計システムの入れかえと、また福祉総合システムの入れかえ、職員課のほうにおきましても人事給与システムの入れかえとか、そういったシステムの入れかえが重なったというのが主な増加の要因と考えております。

(金澤) では、特別な事業が重なったというので人件費、いわゆる超過勤務がふえたという解釈でいいわけですね。

(職員課長) 職員数の減も多少ありますけれども、特にシステムの入れかえ等が多かったというふうに捉えております。

(金澤) それでは、決算書のほうの57ページにまず入らせていただきます。57ページの総務費の一般管理費の中で職員災害派遣事業というのがございます。これは、東日本大震災後の職員派遣ということで平成23年度から派遣しているのかなというところで、27年度は岩手県の大船渡市

に派遣されたということなのですが、この派遣事業というのはいつまで続くのですか。

（職員課長）既に大船渡市の派遣は、平成27年度をもちまして終了しております。

（金澤）そうしますと、東日本大震災の派遣事業というのはもう終了したということで解釈していいのか。ほかに今熊本地震等がありました、その辺の派遣はどうか。

（職員課長）熊本地震につきましては、地震が発生した当初応急危険度判定士ということで建物の危険とかを判定する職員を2名ほど派遣しております。

岩手県のほうにつきましては、今のところは派遣は予定しておりません。

（金澤）次に、59ページの財政管理費について、減債基金の積み立てのところをちょっと入らせていただきます。平成25年度が2億5,000万、26年度が2億円、27年度が3億円という形で随時積み立てたわけでございます。私自身も合併算定替の関係があるので、32年度までには可能な限り積み立てるべきだというふうに思っておるわけでございますが、実際平成32年度の公債費、いわゆる借金、これの見込み残とそれに伴う減債基金はどの程度積み立てようと考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

（企画部参事兼財政課長）まず、平成32年度の一般会計の公債費でございますけれども、現時点では50億円程度、これは元金と利子両方合わせたいわゆる公債費償還金となりますけれども、30年度あたりから40億、45億後半から四、五年程度はそのくらいの金額、50億円程度までいくかなど。その後は今までの借り入れよりも減っていますので、公債費は減っていくと思っております。ですので、30年度から四、五年、この辺の地方債の償還金あるいは繰上償還を今後も機会があればやっていきたいというふうに考えていますので、そこに減債基金を充てていきたいというふうに考えております。今回の補正後におきましては、今年度末残高が約15億4,000万円、来年度どの程度積み立てられるかどうか、まだ申し上げられませんが、29年度も可能な限り積み立てを行ってまい

りたいと思いますので、15億をもう少しふやしていきたい。さらに利子の……会計課の運用により利子も多少運用益ということで上がってきますので、16億円以上を確保しながら平成30年度を迎えてきますので、多少そこから今の段階では減債基金を取り崩しながら活用していきたいというふうに考えていますので、32年度末時点では現段階では10億円前後、10億円程度を残しながらその後進んでいくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（金澤）その下の減債基金の利子積立金についてちょっと確認させてもらいたいです。これ今回2,816万1,000円という形になっておりますが、平成26年度は4,407万円ということで積み立て額はふえているのだけでも、利息自体は逆に減ったと、運用上減ってきているかなという感じがするわけでございます。運用面ですから、減債基金の積み立てだけではなくて、今回説明があった316ページには基金が入っています。これには財政調整基金、減債基金とかごみ処理施設整備基金、合併振興基金とか、全体で恐らく96億4,000万ぐらい残高的にはあると思うのですが、この運用によって利子分というのは積み立てられていくと。当然この減債基金も同じような運用の形態をしようと思うのですが、まず利息が減った理由についてお聞かせ願いたい。

（会計課長）26年度と27年度で利息の積立金が減った理由の主な大きな要因といたしましては、実際に運用方法でいいますと定期預金、普通預金の債券での運用というふうに分かれておりますが、今低金利時代ということですからというか、年々定期預金の利子については利率が小さくなっていますので、この比率がどんどん下がっております。実際に今回の決算で申しますと、債券運用の部分というのは全体の98%近くを占めている形になっております。その中で今回前年より減ったという理由でございますけれども、債券運用に当たりまして手持ちの債券の単価が購入時を上回っている場合売却を行って、より利率の高い債券に切りかえるという運用をやっておるところでございますが、平成26年度の場合、いわゆる前年度の場合は11月以降債券価格の高騰期が参りまして、減債

基金におきましては26年度は年間で7回の売却をかけております。4月から10月までの7カ月間の3回の売却では利金を加えた運用益が約335万円であったものが、11月以降5カ月間で行った4回の売却では4,065万円と、期間は短かったのですけれども、かなりの売却益を見ることができました。ところが、27年度に入りますと債券の相場が下がってまいりまして、売却が見込めない期間というのが長く続きました。実際にまた債券価格の高騰が始まりましたのが、日銀のマイナス金利が導入されました今年の1月以降でございます。2月、3月の2カ月間で売却を3回行いまして、その売却益のほうは2,840万となっております。ですので、これは債券価格の高騰している期間というものがどれぐらいあるかによってそのときの売却益が上下いたしますので、仮にもし26年度同様11月ぐらいから債券の価格が高騰していて5カ月ぐらいあってまた売却していけば前年同額以上の売却益が見込めたのではないかなというふうに考えております。このように定期的に入る利金以外の運用益につきましては、経済環境の変動によって大きく左右されるために年度によって上下するというところをご理解いただければと思っております。

以上です。

（金澤）そうしますと、1年、12カ月の中でいわゆる日本経済、または世界経済の中で、また日銀の運用状況の中で波があると、それを両サイドを切った形の中で運用していたのでこういう差が出たと。だから、この次の年度はまた逆にさらにふえるかもしれないという解釈をしておけばよろしいわけですね。

（会計課長）はい、そのとおりでございます。

（金澤）次に、61ページの本庁舎維持管理事業について確認だけさせていただきますのですが、この本庁舎、この管理事業となると現在の改修工事をやっている本庁舎と新館の部分が併合して金額的に入っているというふうに私は解釈しているのですが、本庁舎と新館というのを切り離れた形で維持管理というものを出すような形は考えていないのですか。逆に言えば、別々に維持管理費は出ているけれども、決算上は全体で出しているのだよというような解釈をするのか、その辺確認したいのです。

が。

（企画部参事兼財政課長）実は去年の会議録を見させていただいて、前回もご質問いただいていたので、何とか分けられないかなと思っていたところでございます。あくまでも本庁舎と新館を両方あわせて本庁舎というふうに私どもは考えておりますので、事業的には本庁舎維持管理事業には本庁舎並びに新館ということで今後も考えております。本庁舎と新館の維持管理費については、例えば電気のメーターがやっぱり1カ所になっているということと、清掃等委託料、一括して委託、入札しているのですが、例えば清掃、雑排水槽、汚水槽とか、かなり多くの委託、点検ですとか、委託を一括で入札しております、それを本庁舎と新館あわせてやっております。このほかにも消耗品費、電話料とか、清掃等委託料以外にも委託料がありますので、厳密に分けることはやはり難しいというのが、今回私もやってみまして感じております。例えば電気料と維持管理費を按分するのに、平成27年度は新館は昨年27年1月から入りましたので、新館は4月から3月までの1年間ということになりましたけれども、本庁舎は9月まででこちらの新館のほうに引っ越したり分散しましたので、ちょっと按分の仕方が難しかったということでした。一応やってみました。どういう按分ができるかということで、面積按分か職員数の按分かとありますけれども、自分なりにやってみた結果、本庁舎の維持管理は約3,000万円、新館の維持管理費は約3,900万円となったのですけれども、やっぱり通年でなっていないので、今回新館の維持管理費が多いですけれども、これが29年度、来年度になると通年で両方入りますので、そのときにはやはり本庁舎のほう維持管理費が高くなるという見込みですけれども、今年、28年度もやはり通年で、今本庁舎改修工事をやっていますので来年のときにまた決算で、うまくいかないと思いますけれども、29年度になると按分してみると本庁舎のほうが多い維持管理になるか、そういうふうには考えております。

以上でございます。

（金澤）大体答弁で新館のほうはかなりふえているのはわかりました。

というのは、将来的に第2庁舎のほうの部署が全部本庁のほうに入ってくるわけですから、第2庁舎のほうの維持管理費というのは逆に削減になるわけです。その分が本庁舎のほうはふえるわけだから、本庁舎と新館部分での維持管理というのはある程度分けた形で将来的に見たほうがいいのかなどということで今回質問させていただいたわけでございます。次に、65ページの企画費です。ここに総合振興計画、ひと・まち・しごと創生とか書いてありますが、その下に市民が主役のまちづくり地域懇談会がございます。先ほど説明がございまして、自治会連合会の推薦とか、いわゆる自治会の会長さん等が参加してまちづくりの懇談会を推進しているという形でお話を聞いておるのですが、もうこれ平成26年度から始まりましたよね。いろいろ懇談会の中でお話が出たかなという状況の中で、そろそろ行政側の地域懇談会事業によることよっての行政側の目的とか方向性というのがある程度わかってきたのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

(総合政策課長) まず、目的、当初からの目的なのですが、公民館を核といたしまして、地域の拠点ということで公民館を核とするのですが、地域住民の行政とのつながりや結びつきを強めたいということでこの会議の開催をまず決定いたしました。方向性といたしますと、この懇談を通じて地域の課題を発見して、解決するための自主的な事業を提案をしていただくと、また行政側からそういう事業を発見し、その地域活動に対して支援が行えればいいかなという方向性を持っておりました。この地域懇談会の進捗状況につきましては、26年度から開始をいたしまして、26年度が2回、昨年度が2回、今年度既に1回開催して、合計5回開催しておりますが、会議の内容といたしますと市の予算の概要を説明させていただいて、前回の要望や質問事項の回答をこちらから説明をさせていただきます。そして、その回答に対する質問や、また現状の要望などをお聞きしているということで、当初目的としておりましたつながりや方向性で申し上げました地域が抱えるアイデアだとか問題、課題をなかなか見出せないでいるので、そろそろ違う方向で会議を開催していかないといけないかなという状況を感じております。

以上です。

（金澤）そうしますと、この主役のまちづくり懇談会の中で恐らく意見が出たり、要望が出たりしていると思うのですが、その要望に対処するための具体的な施策というか、予算というか、そういうものは将来的に考えているのですか。

（総合政策課長）予算で対応できるものにつきましては早速対応しているところなのですが、道路の改修や改良、それから空き家の問題とか個人の財産に対するものが圧倒的に多くて、なかなか要望等には対応できないというような状況でございます。

（金澤）次に、67ページの公共施設等マネジメント事業についてお聞きいたします。

中央公民館エリアの再編基本構想ということで、先月我々政策総務常任委員会でもアセット・マネジメントの関係で中央公民館と児童館かな、視察させていただきました。その中で公共施設等マネジメント事業の中央公民館エリアの再編構想業務委託料ということで今回決算が出ておりますが、中央公民館、これは私も一般質問でもさせてもらったのですが、今まで公民館の中で鴻巣市で一番古い公民館ということでアセット・マネジメントを考えてなくてはならないというような形だと思っておりますが、この委託した内容というのか、内容とそれに伴う結果というのはいま出ているのですか。その辺をお聞きしたい。

（総合政策課長）まず、前段といたしまして市が施設を建設していく通常の手続、建物を建てるときの通常の手続といたしますと、まずは基本構想、続きまして基本計画、基本設計、実施設計ということで大体4段階を踏んでまいります。今回はスタートの基本構想について第三者の目から、業者から見ていただいて基本構想をまとめてみました。内容といたしますと、中央公民館が昭和50年の建設、鴻巣児童センターが昭和54年の建設となっております。旧耐震基準の建築で老朽化しているほか、エレベーターがないなどバリアフリーに対応しておりません。このため、旧鴻巣中央図書館も含んで隣接している公園を含めた範囲を中央公民館エリアとして位置づけて基本構想を策定し、再編整備を実施する

ため、対象となるエリア及び周辺の現況について調査及び土地利用の方向性を整理することを目的として委託をしたものでございます。結果といたしまして、土地利用の方向性や施設の必要性、あり方について整理をしていただいて、考えられる施設の内容とゾーニング案の例が提示されました。

以上です。

(金澤) よくわかりました。公共施設マネジメントということで、私もこれから旧鴻巣図書館はどうなのだろうなというような質問をしようと思ったのですが、エリア的には中央公民館も中央図書館も一体で考えていくということだと思っておりますが、もう一つ、第2庁舎の跡地も本館に入ってくると当然あるのです。鴻巣市の文教地域として第2庁舎と旧図書館と中央公民館の全体をエリアとして見るのも一つかなと思っておりますけれども、バイパスから1つ越えてしまいますわな。なのですが、その辺は考えはないのですか。

(総合政策課長) 広い意味で中央エリアとなりますが、今回はご指摘のとおりバイパスを挟んでおりますので、第2庁舎につきましては除いております。今後第2庁舎の利用方法につきましても内部で検討を重ねているところなのですが、今後まとめていく予定でございます。

(金澤) 次に、69ページの電算管理費の中の基幹系システムの再構築事業について質問させていただきます。

国のマイナンバー制度が2016年1月から開始されて、このシステム再構築をしていかなければならないという形で私なんかは理解しているのですが、この基幹系システムの再構築事業というのは調べますと平成25年から32年度で9億9,700万円及び消費税がかかるという債務負担行為で既に予算で計上されているわけです。それで、電算処理業務委託が平成26年度は2億3,200万、平成27年度が1億800万と金額にちょっとばらつきがあるわけなのですが、今後業務委託等の年間どのくらいのランニングコストを見込むのか教えていただきたいと思っております。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 本市の基幹系システムにつきましては、昭和63年から自己導入ということ

で運用を開始しております。そういった中で25年以上経過して使っている中でマイナンバーの対応がちょっとできないといったことから、25年に債務負担行為を9億9,750万税別で設定をさせていただきました。実際業者選定をした結果としまして、株式会社両毛システムズと総額で約4億3,000万で合意に至ったところでございます。その内訳としまして、構築に係るS Eの業務委託、その部分が平成26年、27年の2カ年にわたって約1億8,000万ほどかかっております。そして、サーバー等の機械類の備品購入として平成26年度には約1億円、これ財産取得の議案ということでお願いしておりました。昨年の5月7日から本稼働いたしております。今後構築後の5年間に要する費用としましては、保守業務委託ということが該当してまいります。年間約3,000万程度を見込んでおりますので、5年総額で約1億5,000万程度を見込んでおります。現在マイナンバー制度の対応としまして情報連携が平成29年7月から開始をされます。そのための準備等々も今保守業務委託の中で対応しているところでございます。

以上でございます。

(金澤) 概略的に今までの経緯、また今後5年間の推移についてよくわかりましたので、ありがとうございます。

続きまして、71ページに移らせていただきます。自治振興費の中の文化センター自主事業補助金ですか、説明では文化振興のための補助金ということで1,000万円という形で決算出てまいりましたが、実際具体的にこの事業のどういう事業に補助をしたのかお聞かせ願いたい。

(自治文化課長) お答えいたします。

指定管理者が自主事業といたしましてすぐれた芸術を安価で市民に提供するという趣旨に基づきまして、クラシックコンサートなどの開催を行っておりますけれども、収益性の確保が難しい事業がございます。それで、このようなことから多様な芸術文化に触れる機会を充実させるためにも指定管理料とは別に補助金として交付をいたしております。

以上です。

(金澤) そうしますと、実際収益性が難しいというか、余り売り上げが

ない、だけれども文化的な要素からいってどうしてもこのイベントはやりたいというような項目について、これはピックアップした中で決めているのですか。単独にこれだというのではなくて、幾つかやる内容があって、その中で取捨選択して、ではこれにしようという形で決めていくものなのですか。

（自治文化課長）お答えいたします。

年間自主事業といたしまして大体30事業を行っております。その中でこのような、先ほど申しましたようにクラシックコンサートなどの開催がありますとやはりどうしても収益が難しいという面がありますので、全体的な面で補助という形になっております。

以上でございます。

（金澤）次に、同じ73ページの自治振興費の中で本町コミュニティセンター管理運営事業とふれあいセンター管理運営事業がございます。これは、平成27年度からかな、指定管理になったわけですね。指定管理になったわけで、合計で指定管理料が本町コミセンの場合は1,800万、ふれあいセンター、これは宮前だと思うのですが、この指定管理料も1,800万ということで、合計約3,700万ですよという形がありました。指定管理になる前、平成26年度の本町コミセンの場合の運営費というのが870万円ぐらい、ふれあいセンターのほうは797万円程度の数字で、指定管理としてかなり指定管理料がアップしたということになっておるわけですが、実際コミセンとふれあいセンター、これが指定管理になってどのようにまず変わったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

（自治文化課長）先ほど申しましたように、本町コミュニティセンターとふれあいセンターにつきましては平成26年度までは直営管理となっておりました。そして、平成27年度より指定管理者制度を導入したわけがございます。それまでは貸し館業務が主でありまして、指定管理者制度の導入によりまして民間事業者のノウハウを取り入れまして、さまざまな事業ですとかイベント、講座を開催するなど、事業の活性化が図られました。そこで、以前とは変わって貸し館業務からイベント等を開催しております。

以上でございます。

（金澤）そうしますと、内容が充実してきたかなというふうに私解釈するのですが、実際の利用者等の評判というのはいかがなものなのですか。

（自治文化課長）利用者の方の評判につきましてですけれども、アンケート調査の結果からも大変好評をいただいているところでございます。以上でございます。

（金澤）続きまして、85ページをお願いします。85ページの防犯対策費の中の防犯灯管理事業9,800万円ですか。この防犯灯管理事業というのは、平成25、26、27年度ということで3年間費やして防犯灯の設置事業を集中して工事を行ったということで、安全、安心なまちづくりの中の推進という形で理解しているのですが、この防犯灯管理事業は27年度で完了したかどうか、まず確認をさせていただきます。

（自治文化課長）平成25年度から27年度の3年間でございますけれども、防犯灯管理事業におきまして約7,600基の蛍光灯、防犯灯からLEDへ交換工事はおおむね終了したところでございます。

以上でございます。

（金澤）そうしますと、28年度以降はいわゆる防犯灯の市民要望が多い新設部分とか、あとはLED化したからそんな球切れ等はしないとは思いますが、その辺の買いかえとか、そういうものの推進をしていくということによろしいのですか。

（自治文化課長）まず、第1点目なのですけれども、新設工事、それにつきましてはご要望がありましたら市のほうで現地を確認しまして、適切な要望であると判断した場合には設置しております。また、修繕、球切れ等が発生する場合もございますので、それについては逐次随時修繕してまいります。

以上でございます。

（金澤）防犯対策ということでの推進なのですが、日常生活の中の安心、安全な生活を市民の方が送れるというための防犯対策ということであれば、防犯灯の設置も一つです。この間ある自治会の会合に出ましたら、犯罪の抑止力にもなる防犯カメラの設置はどうかという要望がございま

した。当然防犯カメラというのはコンビニとかスーパーとか、その辺で設置しておるわけでございます。防犯カメラというのは、1台もかなり高価なものだと私も理解しておるわけでございますが、公共施設等への防犯カメラの設置というのは考えられるのかどうか確認をしたいと思えます。

(自治文化課長) まず、防犯カメラの設置要望についてでございますけれども、今までに窓口等で数件伺っておるところでございますが、本市での設置基準等についてはまだ設けてはおらないところでございます。そして、先ほど金澤委員さん申しましたように、防犯カメラにつきましては犯罪の抑止効果がございまして、設置についてはやはり高額な設置、そして高額な維持管理費ということでございますので、また設置計画についてもないところでございます。(P.22 平成25年8月26日付の告示の中で防犯カメラの設置及び運用に関する要綱というのが定められました。に発言訂正) ですので、公共施設につきましても設置計画等はございません。

以上でございます。

(金澤) 決算なので、要望としては質疑としてはおかしいなと思うのですが、いずれにしても防犯灯で25年から27年度まで約2億円の設備費をかけたわけです。以降もいわゆる防犯対策の中のある程度の金額が設置できるのであれば防犯カメラ等もある程度考えられるのかなという形で質問させていただいたわけなので、現状では難しいということであればそれで結構でございます。

済みません。最後の質問に移らせていただきますが、鴻巣市の各会計歳入歳出決算の基金運用状況審査意見書、この中で1点だけお聞かせいただきたいと思えます。これの6ページなのです。6ページに財務分析比較の状況ということで、下段のほうに財政指標の推移が記載されております。市債の返済額の大きさを財政規模で比較した実質公債費比率、平成23年度以降年度ごとに良化しておりますが、標準財政規模に対する実質収支の割合を示す実質収支比率と財政構造の弾力化を示す経済収支比率は、この推移を見ますと平成25年度あたりから年々心配するような傾

向になってきているのかなと私は個人的に判断するわけなのでございますが、この指標の推移、これだけ見ても、ではほかの市町村云々はどうかのかなというのが比較ができないわけでございまして、例えば埼玉県内の平均値とか近隣の類似団体での比較して鴻巣市の状況はどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

（企画部参事兼財政課長）まず、実質収支比率でございませけれども、先ほど金澤委員さんがおっしゃっていましたが、実質収支を標準財政規模で除した割合ということで、本会議でもちょっと話出ていましたけれども、経験的には3から5%が適当とされておりますが、国ですと県ではどちらかといいますと比率が高いほうがよいという、そのような印象を受けます。これは、歳入が歳出をぎりぎり上回るより純繰越金、いわゆる実質収支が多いほうがいいのだろうというような考えなのだろうというふうに考えております。よくベスト幾つという実質収支の場合は5%を超えるような、十何%でも上のほうのランクとされておりますので、余り多いのは、やっぱり5%が適当と言っておりますので、3から5が、余りやっぱり10%を超すようなものは個人的にはどうかと思いますので、私どもの比率は5%を多少超えていますけれども、十分問題ない数字だというふうに考えております。県内の40市の状況は、26年度の比率が公表されておりますので本市は7.3%、あえて上から21番目と申し上げますけれども、単純平均6.8%、最大が県内では40市のうち三郷市が13.3%、最小がさいたま市の2.3%、それと近隣では北本市が本市と同じ7.3%、上尾市が5.7%、桶川市が4.8%、本当に平均が6.8ですから、5%を超えている状況ですので、どこもそれほど、経験的には3から5と言っておりますけれども、結構繰越金が出ているという状況でございませ。まだ27年度決算の速報値が出ておりませないので、この程度にさせていただきます。

次に、経常収支比率は、これも先ほど金澤委員さんからお話があったように、財政構造の弾力性を判断するための比率ということで人件費、扶助費、公債費等の経常経費に地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や臨時財政対策債をどの程度充当されているかを見る指標ということ

でご案内のとおりでございます。簡単に申し上げますと、自由に使える収入のうちどのくらいのお金をほぼ義務的に使わなくてはならないというのがこの指標だというふうに考えておりました、以前は80%を超えると弾力性が失われるのではというのは、もう随分前の話ですけれども、本市も当時は70%台以下、60%から70、全国的にはその程度だったのでしようけれども、今は国、県では95%以上になると要注意ということにしています。ほとんど全国的な平均が90%を超えているのです。ですので、95%以上になると実は毎年国から県が依頼を受けて、市町村の財政事情というヒアリングを送っている中に経常収支比率が95以上になるともうヒアリングということになっておりますので、全国的には80というのは今ありませんので、95%以上になると県のヒアリングになっております。速報値が既に出ておりました、まだ正式には公表はされておりませんが、40市の平均が89.8%、本市が89.5%ですので、県下平均より下ということで、経常収支比率が83.9というのが県内で一番いい状況で、速報値なのでちょっと市の名前はお出しできませんけれども、一番いいところで83.9%、本市は17番目ということで経常収支比率は平均よりちょっといいという感じで県内ではなっています。実は100.6%という、大きな市とだけ申し上げますけれども、100.6%、もう経常一般財源だけで足らなくて臨時収入で賄っている、そんなような自治体もありますので、ただ全国的に見るとやっぱりさっき申し上げましたように90%を超えている平均ですので、埼玉県はどちらかというと首都圏なので財政状況はみんなこの自治体も頑張っていますので、地方に比べるといいかなという、そんな印象にあります。

今後も経常収支比率ですとか、先ほどの6ページの実質公債費比率ですとか、ほかに健全化指標の中に将来負担比率などがありますけれども、この辺の比率ですとか、各基金の適正な確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時38分)



(開議 午後零時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、自治文化課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(自治文化課長) 自治文化課でございます。午前中の質疑の中で、諏訪委員さんから消費者啓発事業関連の消費者団体のくらしの会の会員数はというご質問がございました。会員数でございますけれども、29人でございます。

もう一点でございますけれども、金澤委員さんのご質問の中で防犯カメラの設置基準はどうかというご質問がございまして、これにつきましては平成25年8月26日付の告示の中で防犯カメラの設置及び運用に関する要綱というのが定められました。訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

(委員長) それでは、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について、ほかに質疑はありませんか。

(矢部) 65ページの総合教育会議運営事業のこれ新事業と言った、この内容をちょっと教えていただきたいです。

(総合政策課長) 総合教育会議運営事業につきましては、平成27年度からの新規事業となりまして、市長と教育委員、教育長含めた5人となります。

(矢部) 今2回やったというお話があったのですけれども、その中で何人でどういうあれをというか、何人体制であれをやったかということ。

(総合政策課長) 平成27年度の実績といたしまして2回、5月20日が第1回、7月22日が第2回ということで開催をしました。事務局といたしましては、総合政策課が事務局として担当しておりますが、委員の構成は先ほど申し上げましたとおり市長と、それから教育長、教育委員さん4人ということで6名で構成をされておりました、1回目の主な内容といたしましては、総合教育会議の規定案の審議であるとか、それから傍

聴規定、それから鴻巣市教育大綱についてご審議をいただきました。それと、鴻巣市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方が1回目の議事として審議をされたものでございます。

2回目につきましては、同じく鴻巣市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について審議会への諮問案につきましてご審議をいただき、それからその他放課後児童クラブの現状と課題についてということで協議をしていただいております。

以上です。

(矢部) これは、毎年やっていくのかどうかちょっと。

(総合政策課長) 今年度も第1回を開催しております、6月16日に第2庁舎で開催をしております。内容につきましては、先ほどと同じような内容になりますが、鴻巣市立小中学校の適正規模及び適正配置についての中間答申ということ、それから宮地1丁目の通学区域の見直しについての諮問案について、それから放課後児童クラブの設置状況についてということで今年度も開催をしております。今後につきましても同じように開催をする予定でございます。

(矢部) 次、71ページの自治会の活動支援事業でもって、この中で報償金と交付金のちょっと中身というか、そのあれをお願いしたいと思えます。

(自治文化課長) まず、8節の報償金でございますけれども、これは行政推進報償金と申しまして、例えば広報配布ですとか、そういった自治会さんに交付するものでございます。そして、自治会運営交付金のほうでございますけれども、各自治会の自主的な活動、運営に対する経費の助成ということでございます。

以上です。

(矢部) 報償金のほうは、1件ではないけれども、自治会長さんにといいので、これ年間に対しての報償金だと思っただけけれども、それと交付金はだから自治会に対しての運営交付金、これをだから金額にしてどの程度のあれだか、めいめいのあれというのがわかったら。

(何世帯での声あり)

(矢部) 何世帯というか、そういうあれ。

(自治文化課長) まず、240自治会に均等割がございまして、1万円ずつが240自治会、そして世帯割といたしまして3万7,092世帯に315円ずつの世帯割となっております。

以上です。

(矢部) 自治会のほうよ。

(自治文化課長) 自治会のほうですけれども、その世帯数によって変わってまいります。まず、均等割が1万円、プラス世帯割掛ける315円ということになります。

(矢部) 自治会用のほうの、今自治会長さんも前ほど、仕事が多くてしようがないという私への苦情とかいろいろと来るわけですけれども、これをふやすというか、そういう機会というか、そういうあれというのはあるのですか。

(自治文化課長) 自治会員さんの増加といたしますか、それをふやすというところがございますけれども、その辺については各自治会連合会、市内に10地区ございます。その連合会さんをお願いしているところがございます。

以上です。

(矢部) 私が自治会長をやったときには六百幾らだと思ったのだけれども、今度これ三百幾らになって、半分になってもう何年ぐらいたちますか。

(自治文化課長) これにつきましては、合併後にできている報償金ということがございます。当初350円というところでしたけれども、財政の非常事態宣言ですか、そのときに1割カットということで315円ということになりました。もう一つのほうの自治会運営交付金のほうなのですけれども、これがやはり240自治会で均等割といたしまして1自治会に2万円、そして世帯割といたしまして500円というのがございます。ということで2つの報償金と交付金となっております。

以上です。

(矢部) 次に、241かな、消防団員の報酬、これは19分団のあれの中のや

はり均等割というか、そういうあれでもってこの報酬を団員に出しているのでしょうけれども、これを均等ではないけれども、やはり団員に皆さんに均等に出しているのか、それとも分団にこういうふうに出してやっているのか、その点ちょっと。

（企画部参事兼危機管理課長）団員につきましては、月額報酬で決まっておりますので、団員のほうに支給という形の手続をとっております。

（矢部）この報償金のほうは。報酬と報償金というのがあるでしょう。

（何事か声あり）

（矢部）退団か。退団。これは、では退団した人に、11名と先ほど言った……

（何事か声あり）

（矢部）19人か。19人と書いてある。19人いたのですけれども、年間にして、その人によって分団長とか副分団長、年間のあれが違うと思うのですけれども、こういったあれというのは大体どういう計算というか、あれしているのかちょっと。前は、昔私たちがやっているころは年に大体1万円かなという、私も20年からやっていて、それで23万円ぐらい退職金をもらったと思うのですけれども、年にですから1万円だなという計算を私はしたことあったのですけれども、今どのくらいになって。

（企画部参事兼危機管理課長）団員の階級によっても金額は違うのですけれども、まず例えば1年以上5年未満の場合になりますけれども、この場合につきましては団長、副団長……済みません。この場合は、1年以上2年未満の者は1万円です。

（何事か声あり）

（企画部参事兼危機管理課長）1年以上2年未満の者は1万円になります。2年以上3年未満が2万円です。3年以上4年未満の者が3万円です。

（矢部）年間。

（企画部参事兼危機管理課長）はい。

（矢部）分団長、副分団長。

（何事か声あり）

(矢部) 退職金… …

(企画部参事兼危機管理課長) 退職報償金で、はい。

(何事か声あり)

(企画部参事兼危機管理課長) 済みません、よろしいですか。では、退職報償金になります。4年以上5年未満の者が4万円です。5年以上につきましては、各階級によって金額が変わってきまして、例えば5年以上10年未満の場合で、団長が退職した場合については23万9,000円になります。副団長で22万9,000円、分団長で21万9,000円、副分団長で21万4,000円の部長及び班長で20万4,000円、平団員の方は20万円というような形で、勤務年数に応じて表ができております。

以上です。

(矢部) この中で、分団長は、だから長くやっている人もいるし、短い人というか、そういうあれというのも同じなのですか。

(年収の声あり)

(矢部) これ年収。年間で23万というか、分団長で。1年間の。2年やれば、ではその倍とか、そういうあれではないのだね。

(何事か声あり)

(矢部) だから、退職金。

(企画部参事兼危機管理課長) これは、例えば副分団長の職を何年やったかというその勤務年数に応じて支払われる金額になります。退職報償金ですので、一時金といいますか、の費用になります。

(矢部) 次に、245かな、自主防災。自主防災の助成金なのですからけれども、これうちのほうももう10年たつので、今まで助成金をいただいているわけですからけれども、これ終わった後というのはもうそういうあれというのは何もないということ、なかなか今度は力が入ってこないのかなと思うのですけれども、そういうあれというのは次に何かいい対策というか、そういうあれというのはないものかね。お願いしたいと思うのですけれども。

(企画部参事兼危機管理課長) おっしゃるとおり、自主防災組織への補助金につきましては、一時金として資機材用に1度だけは25万円、それ

から活動費補助金としまして10年間2万円を4月1日からちょっと金額改定しまして補助させていただいていますが、確かにもう既に10年以上自主防災組織を結成されてからたたれた場合については、今回一般質問等にもいただいておりますけれども、基本的に補助金につきましてはやはりまだまだ達成率が本市の場合は59.5%で、県が87.7%と、まだまだ県平均までも満たない状況でございますので、とりあえず今の補助金のほうにつきましては立ち上げのためのきっかけづくりの補助金として今の補助金で考えておりますけれども、その後につきましてはやはり市のほうの補助金につきましてはあくまでも自主防災組織のきっかけづくりというふうに考えておりますので、その後自主防災組織ができ上がった段階ではやはり市としてはいろんな情報提供をさせていただきながら、その組織の継続等についていろいろ側面からサポートさせていただければと考えております。

以上です。

(矢部) 自主防災の助成金のは、では10年で終わってしまうということなのだけれども、今の2万円と聞いた、前は3万円だったのですけれども、初めのとき15万円、それで3万円だった、今度2万円だと来て、少なくともなるわけというか、そのかわり初めの備品の分を上げたということで、そういうあれでもってやっていたのだけれども、先ほども言ったようにうちのほうもこれからまた、個人的になるけれども、常光でもやはりこれからどういうふうにやっていこうかという、これから考えていかなくてはいけないというのであって、それをなるべくなら助成金のほう、たとえ幾らでもいただけないかという、そういう点があったのですけれども、やはり今の答弁いただくとそれはまだないということでございますので、しょうがないかなと思うのですけれども。

あと、コミュニティ助成金でございますけれども、これはどこのあれが。これは、多分宝くじだと思うのですけれども。

(コミュニティ助成の声あり)

(矢部) コミュニティの助成。これ宝くじだと思うのです、多分。

(企画部参事兼危機管理課長) こちらは、27年度につきましてはコミュ

ニティ補助金190万円、こちらは1団体でございますけれども、天神第1、第2自主防災会にコミュニティ助成金として補助をいたしたものでございます。

以上です。

（坂本） それでは、57ページからいこうかな。広報かがやき発行事業のところでございますけれども、今年になってからだったかな、私のところへかがやきの中の短歌とか俳句とか文芸部分、それについていろいろ苦情が来たということがありました。担当のところへ行ってそれを話して、改善したかというような感じで、どういうふうに変ったかというのは、内容はよくわからない、でも言ってきた人の内容が要するに俳句なら俳句が同じ人が何回も載りよると。だけれども、あれは選者がいて、こういうふうに使われた人が載るのですよという説明を受けたのですけれども、でもあそこはそういう競うところではないと。やっぱり多くの市民がそういうところを見て、俺もそこへ参加していきたいというふうに出ていけるような、そういうほうがいいのかなと思ったのです。ところが、何回も出しても全然載らないよと。上手か、下手かは、それは審査員が審査するのだけれども、そういうことではないのではないのかなという形で私は言ったのですけれども、そしたらその言った人のが1回載ったと。それで終わってしまったのだけれども、そういうことの基準というか、できれば多くの市民の方がそういうところに参加して、自分の制作したそういう俳句や短歌がきちんとそこへ掲載されていけば喜びだと思えるのです。だから、できるだけ多くの人が出られるような、そういう方策はとれないのかということをも1つ聞きたい。

（秘書課長） 実はその苦情といいますか、ご意見をいただいた方の内容というのが、私どもが捉えているのが確かに選ぶこと、まず選者に選ぶということがどうやら気に入らないというか、それとあとこちらもお断りをした上で選者の方に多少の添削というか、そういうものをやはりしている部分がありまして、そこはもう投稿していただく方にご理解をいただいた上で出していただいているのですが、その添削することもありちょっと不満があると。そういったふうに私どもは捉えております。

この部分につきまして、何度もこちらのほうのご説明をさせていただいたのですが、やはりいまだにちょっと平行線をたどっているというところでございます。

実際には、以前もちょっと答弁したと思うのですが、過去広報紙の見直しを図ったときに、以前はもっと短歌とか俳句の数も多くて、さらに川柳とかもあった、ただやはり限られた紙面の中で、では今後どうやっていくのかというときに、今の短歌と俳句をそれぞれ5句ずつにする。その選者に選んでいただくというのは継続して実施をさせていただいて、選んでいただくのですけれども、ただその載った喜びとかというのも、今例えば5句、5句を載せていますけれども、毎回投稿して、その中でやはり初めて載るとか、そういったときの喜びとかというの逆にあるのかなというふうに私どもは考えておりました、そういった形で、あとはそのいただいている……それとあと、今同じ方が何度も何度もいうか、限られた方ばかり載っているということなのですけれども、一応選者に選定していただくときに、当然投稿者の名前は伏せさせていただいた上で、参考として直近に載った、この句の方は何年何月に載ったという情報だけは選者の方に提供させていただいています。そうすると、例えば最後に同じようなできばえで、どちらにしようといったときに選者の方がそういった部分は少し考慮していただけるような配慮はこちらとしてもとっております。お一人の方からそういうご意見はいただいておりますが、それ以外に特にこの文芸欄についての苦情ですとかご意見とかというのは、それ以外の方は一件もいただいていないというのが現状でございます。

以上でございます。

（坂本）詳しく私も覚えていないのだけれども、1年間のうちに6回とか7回とか載っている人がいるとかという、データとしていくと出てくるのです。月1回の発行で半分ぐらいはその人が載っているという状況ができてしまっているわけ。そうすると、やっぱり一般の市民から見ると、すばらしいなと思うか、何でこの人だけ出るのだいという、そういう感覚があると思うのです。だから、そういうことができるだけ起こら

ないように、公平感を持って、ある程度多くの人がそういう興味を持って広報もおもしろいと読むような、そういう方向に持っていけるような努力はぜひしてください。よろしくお願いします。

では、次行きます。65ページ、若手職員の政策研究会事業ということで、今回さっき聞いたら婚活支援についての話が出たということだと思っておりますけれども、もうちょっと詳しくそれは話ししていただければ。

（企画部副部長）昨年度の若手の場合は、まち・ひと・しごとの創生の関係が、作成した年度でしたので、その中で少子化だとかそういったものを何か市役所の職員の中堅から若手の中で何かできないかというようなことで案をつくらせました。つくらせるというか、発案をさせて一緒に提案をしました。その中で、やっぱり婚活をやっているかどうか、住宅の補助だとか、そういった案が幾つか出て、今回も具体的というか、政策の中に盛り込んでいこうというようなことで、そんな意見が出たのです。なので、婚活だけではないです。少子化だとか定住化という部分で提案をさせてやっていただきました。

（坂本）うちのほうからの意見として、会派からも前に婚活についていろいろ質疑したり、やっていたと思うのです。でも、やっぱり若手の中で少子化に対して一応そういう何を努力していこうかといったときに、やっぱり婚活支援というのは大事なことだと思うのです。ここで言ったかどうか私も覚えていないのだけれども、専門の部署をつくれと、婚活支援課をつくってやったらどうだいということを行ったこともあるのですけれども、やっぱりそういうこと大事なことだと思うのです。だから、昔は民間で近所のおばさんが仲人になったりとか、そういうのが多かったけれども、常にそういうことを意識して動いているような人がいればもっともっとそういうような交流が深まるのかなと思うのです。だから、ぜひこれからもそういうことについては目を向けて頑張っていたいただければと思いますけれども、この婚活については多分またうちのほうから一般質問が出ていると思うので、これ以上は言いませんけれども、では一応そこは頑張っていたいただきたいと思います。

（委員長）坂本委員、質問していただけますか。

(坂本) 今質問で… …

(委員長) 質問していただいて。

(坂本) この後しっかりとやっていただけるかどうか、お願いします。

(企画部副部長) 企画部の総合政策課のほう从今年からまち・ひと・しごとを受けて婚活事業のほうも受け持ってやっておりますので、形になるようなものをぜひやっていきたいと思っております。  
以上です。

(坂本) 次は67ページ、まちづくり市民会議とありますよね。もうちょっと詳しくこの内容を話ししていただきたいと思いますが。

(総合政策課長) 平成27年度の実績といたしまして、会議の内容は第5次総合振興計画の施策の5の1、商業の振興、それと施策の1の8、災害対策の推進というのをテーマに、委員のアンケートからこの2つを審議したいということで選定をしてご審議いただきました。総合振興計画に定める施策、基本事業が昨年実施した内容を除きまして、特に希望の多かった先ほど申し上げたこの2つが選定されました。各施策の担当課から現状やこれまでの取り組み、それに対する評価を説明させていただきまして、指標値のさらなる向上であるとか、それから成果の伸び悩み、指標値の悪化等を審議いただいております。

(坂本) 次の振興計画の中に取り込むために事前のそういう会議だということですよ。きちんと今後に活かされていくのだと思うのですが、その辺は位置づけはされているかどうか。

(総合政策課長) このまちづくり市民会議の運営事業の最終に、11月4日に市長に提言をいただきまして、まちづくり市民会議の報告書という形でまとめていただいております。これを受けまして、第6次総合振興計画、現在策定作業を進めておりますが、それに反映をさせていくという形をとっております。

(坂本) 次、79ページ、職員の健康管理事業でございますが、健康診断結構、全職員が対象にこれ行われていると思うのですが、その結果、例えば再検査が必要だよとか、そういう職員の方というのはどのくらいいるのですか。

(職員課長) 職員健康診断の結果でございますけれども、検査の結果、再検査が必要とか、1年後に再検査が必要、あるいは受診が必要、あとは精密検査が必要とか日常生活上注意を要する、そういったものを含めまして、約85%の職員がそういう再検査が必要というような結果が出て  
… …

(何事か声あり)

(職員課長) はい。

(坂本) 85%というけれども、程度によってそれぞれだと思っておりますけれども、緊急的にもう早く行ってこいよと言われるような人はどのくらいのですか。

(要するにEランクとかDランクの声あり)

(坂本) ランクはちょっと、それはわからないけれども、本当にこれ緊急を要するよというような人も中にはいると思うのです。それがどのくらいいるのですか。

(職員課長) これにつきましては、この健康診断の結果を産業医の先生の方に見ていただいて、その中で特に検査が必要だという職員が出てございます。その中で、89名の方に個別に事後健診を受けるよう通知をしてございます。

(坂本) これは本人の生活環境だとか、職場環境もあると思うのだけれども、職場にあってそういうことが起きてしまうのだということはまずあってはならないことだと思うので、本人の健康管理というのは自分の家庭の生活はそこまでは余り管理できないけれども、そういうことを職場の中でどうしても無理があったというようなこともあるのですか。

(職員課長) 職場の中でということだけでは、基本的にはやっぱり生活習慣というところが、健診結果で特に多いのが視力ですとか、次が脂質、肥満度、こういったところが多いので、生活習慣に起因しているものが多いのかなと思いますけれども、こちらとしましても健康診断の結果を受けて職業に専念する義務の面で、職専免で再検査を受けますよという通知を出しております、さらに先ほど申し上げた産業医の方に見ていただいて個別に通知をしているということで、職員の健康管理には努め

ていると考えております。

（坂本）市民の方に健康管理してくださいと、健康こうのすだと言いながら、職員のほうがそういう形で乱れがあっては困るので、しっかりとこれは監督して、そういうことのないようお願いしたいと思いますが。それでは、次に参りたいと思います。87ページ。自治文化課の空き家等適正管理事業ということでございますが、これ市内にも本当にいっぱいあると。本体のほうはどのくらいあるかわからないけれども、私一番見えていて屈巢にあるああいう、もう人が住んでいなくて、本当に草だらけになっているような空き家があるわけです。ああいうことに関してはどうんな対応をしているのかなと思っているのですけれども、特に屈巢に関してはわかればちょっと教えていただきたい。

（自治文化課長）比較的空き家のほうも数多くて、その所有者を見つけて、所有者の方に電話であったり、あるいは文書であったり、そういったところで改善するようには強く言っているところでございます。以上でございます。

（坂本）その辺は聞いているのだけれども、ただここで近くに住んでいないのだよね。みんな遠くに住んでいて、連絡とるも大変だというようなことだと思うのですけれども、本当にこのまま置いておくと全く手がつかないで、本当に周辺が大変な迷惑受けるということになるので、何かいい方法ないかなと思っているのですけれども、例えばああいうところを役所が、権利があるからできないのだと思うけれども、今言っている例は県道の歩道もできないようなそういうところで、本当にみんなが大変だなと思って、だからそういうのを役所がある程度ここに強制的にやっていくようなことはできないのかなと思うのですけれども、どうなのですか。

（自治文化課長）その件につきましては、あくまでも民地ということですので、所有者の方に強くお願いしていくしかないということでございます。これが結構所有者の方が市外、県外が多いのです。ですので、そういった方のお宅に行くのも一つの方法かもしれませんが、特に文書で書留等をお願いをしているところでございます。

以上です。

（坂本）今回のこの郵券料だとか、こういうふうになっているけれども、ほとんどそういう費用なのですか、これは。

（自治文化課長）はい、そのとおりでございます。

（坂本）頑張っていたらいい。

次、179ページ。コウノトリの里づくり事業ですか、今回これもまた始まって、これから一般質問も出ているし、なかなか答弁しにくいところだと思いますのですけれども、まずこの中のコウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム負担金とありますけれども、この関東フォーラムの内容とか、どういうものかなということをお教えいただきたい。

（地域活性化特命チーム課長）コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムという正式名称でございます。関東4県、30市町村が参加する自治体の集まりになります。これが設立されたのが平成22年7月、こちらが4県、埼玉、栃木、茨城、千葉、こちら全部で30市町村で構成されておりまして、この5月から鴻巣市長のほうで代表理事を千葉の野田市からかわったという形で、これの目的としましてはコウノトリ、トキの野生復帰を通じ、関東地方における魅力ある地域づくりを実現するために圏域を超えた市町村間の交流、意見交換を行うとともに、国等の関係機関に対して施策の発案や事業実施の要望などを働きかけていくと、こういった趣旨の協議会となっております。

（坂本）原口市長は5月から会長になったということですがけれども、その前はたしか野田の市長がなっていたと思うのですけれども、これは最初から野田の市長が設立からなっていたのですか。

（地域活性化特命チーム課長）はい。野田市長が最初からやっております。今回市長をやめられるということで、今度は鴻巣市の市長になりました。

（坂本）我々も1回野田のコウノトリの飼育まで見に行った、現場まで見に行ったことあるのですけれども、野田の市長が最初からそういうトップになって、最終的にはコウノトリの放鳥までやったということで、たまたま市長おりのたので交代になったのだというような意味合いだった

と思うのですけれども、今度原口市長がそういう立場になったとすると、やはり今までのそういう団体の目的とか、そういうのも継承していくということになれば、当然コウノトリを鴻巣にも飼えというような状況が出てくると思うのです。そのために里づくりプロジェクトというのが始まったと思うのですけれども、いつごろをめどにそういうことを始めるのかと。鴻巣市では、多分ゲージでコウノトリを飼うような方向になってくると思うのですけれども、そのコウノトリ自体を飼うことにするのはいつごろを予定しているのかなと思うのですけれども。

（地域活性化特命チーム課長）まず、この里づくりという事業が環境の部分、こちらをまず大事な柱の一つとしております。コウノトリが当然、今コウノトリというのはただ鳥かごの中で飼うだけという形ですと文化庁、環境省のほうは許可をおろしませんので、ペアでつがいにして、野田がやったようにひなを育てて放鳥すると。そうすると、放鳥したひなが放したそば、実際には放したそばにはいなくて飛んでいってしまうのですけれども、放して自然環境におり立って餌をついばんで生きていくというような環境づくりをしないと、ただ単純に場所を選定してゲージをつくって、はい、飼いたいので2羽下さいという形で言ってもなかなか国のほうは許可をいただけませんので、環境づくり、まずこちらのほうも力を入れていかなければいけないという、プラスやはり候補地、鳥かご、その適地、鴻巣市としても花火とかもありますので、そういったもの等の弊害のないような場所を選定して、逆にそこからまた場所が決まりますとゲージとか、そういったものが飼育に適切かどうかというものをまた動物園関係者の方から見ていただいてという、やはり特別天然記念物になりますので、おいそれとは飼うわけにはいきませんので、その辺の一つ一つの条件をクリアしながら飼育、また環境づくりに向けて進んでいくという形になりますので、いついつまでに飼うということが申し上げられればいいのですけれども、その辺は条件をクリアしていきながら、飼育もでき、放鳥もできる環境をつくるというところに進んでいきたいと考えております。

（坂本）なかなかゲージを買うことが目的ではないと、この地域の環境

を高めていくのだと、いい環境にしていくのだということが目的だということをございますので、ではその環境を高める方策というのはおおよそどのようなことが考えられるのか。

（地域活性化特命チーム課長）今のところ、学校給食でも使う形でやっておりますけれども、このとり伝説米、これが減農薬ということで、農薬を減らした形の農業をしていただく、当然農薬が減りますので、生物といったものがふえるという形になります。究極的には無農薬というのが一番環境的にはよろしいかと思っておりますけれども、なかなか無農薬というものが、委員さんもお承知のとおり農薬使わない農業というのは非常になかなか手間暇がかかるということもありますので、なかなか農家の方の協力を得るにはまず減農薬の部分をふやしていき、究極的には無農薬もできればというふうには思っておりますけれども、ただ野田の例を見ても完全に無農薬ではないとそばに生き物がふえないかということはどうでもございませぬので、農薬を減らすという形を広げていけばある程度自然環境も整ってくるかなと思っておりますし、また国交省のほうも堤外のほうでビオトープをつくるとかということもやっておりますので、そちらのほうでも飛んでいって餌をついばめる環境ができれば飼育に向けて前進できるかなというふうに考えております。

（坂本）今の説明で減農薬、これは別にコウノトリ飼わなくてもこういう環境整備をきちんとされていくのだということをお訴えながら、農家の方々にいろんなことを言っていくのであれば減農薬も実現するかな、コウノトリいなくてもできるのかなという気もするのです。だから、その辺がやっぱり市民の中でコウノトリを象徴として飼うのだけれども、それをどこまで理解できるかって本当に難しいところだと思うのです。だから、これからそれなりに市民の理解度を高めるということは大変難しい事業ではないかなと思っておりますけれども、それらについてはどういうふうに話しているのですか。

（地域活性化特命チーム参与）今坂本委員おっしゃったように、やはり市民の皆さんへのPRというのも大事になってきますし、環境を整えるという意味では河川敷が適地であろうということはおもう野田等のほかの

地域を見ればわかるものですから、今の国土交通省が大分協力的にやっていたらということも素地ができ始めましたので、今後、今年から特命チームになりましたので、広報やいろんな機会を通じてコウノトリのPRをして、コウノトリを飼うことができるような地域だという鴻巣市のブランドアップも含めてPRしていきたいというふうに考えております。

(坂本) 始まったとこだから一生懸命やってもらって、いい結果が出せるように頑張っていたらいいと思います。

それでは、次に参ります。209ページかな、消費者啓発事業という自治文化課の、この中でくらしの会とかそういうのがさっきあったけれども、消費者相談というのはここではなかったっけ。違ったかな。ちょっとページ間違ったかな。その上だ。消費者相談事業、こっちのほうだ。こっちの上の相談事業のほうなのですからけれども、この消費者生活相談というような形でどのような内容のものが相談として出てくるのかお聞かせいただきたい。

(自治文化課長) 消費者相談の内容でございますけれども、年間昨年度が449件の相談がございました。その中でも多かった2つをちょっとご紹介させていただきますけれども、1つ目が販売方法というところでございまして、要するにお試しだと思って購入したら継続購入になっていて、解約を申し出たら解約できないと言われたとか、そういった内容です。それと、もう一つなのですからけれども、契約解約に関する相談内容ですけれども、例えば携帯に有料サイトの利用請求メールが届いたが、身に覚えがない、記載されていた番号に電話をしていいかというような相談が一番多かったです。

以上です。

(坂本) そのような相談を受けたときに、結果として市がこういうふうにしたほうがいいですよとかというアドバイスもあると思うのですけれども、そういうので結果それは改善されたとか、そういう報告とかという、どのくらいそういう解決したというか、そういう事例というのはどのくらいのパーセントなのですか。

(自治文化課長) 例えば消費生活相談員さんがおります。その方に相談して解決の糸口を立てているところなのですからけれども、ほとんどが解決に至っております。

以上です。

(坂本) 解決しているということであればよかったなと思いますけれども、ほとんどということなので、幾つかは残っているということだと思います。そういうのがきちんと対応できるような、本当に全て解決というわけにはなかなかいかないと思うのですけれども、今後もそういうのは努力していただければと思います。

次に行きたいと思います。245ページ、一番上のところです。これは災害支援対策のところですか。小学校の通路とか、校庭ではないのだけれども、通路等にマンホール、トイレとかと、広田もマンホール、トイレ、教室の前の通りに幾つかこういうふうにあるのです。今回もこれで設置工事だということなのですからけれども、市内の学校はどのくらいこれやってあるのですか。もう全部終わっているのですか。

(企画部参事兼危機管理課長) 26年度が4校です。27年度が1校です。吹上小学校です。26年度が東小学校と広田小学校と赤一小学校と、もう一カ所が下忍小学校です。

(坂本) ということは、今5校できているということですよ。だから、その5校は、今年またここに入っているのは、これは1校分なのですか、これは。

(企画部参事兼危機管理課長) 今回決算ですので、1校分の吹上小学校の分です。

(坂本) ということは、1校で700万もかかるということなのですか。

(企画部参事兼危機管理課長) はい、そのとおりです。

(坂本) 危機管理で考えると、どこでどういうことが起きるかわからないと。それで、やっぱり市内のできればこういう避難所になっているような、学校は避難所になっていますよね。そういう中でそういうところを対象に設置していくのだと思うのですけれども、今後もまだまだこれは設置していくのだと思うのですけれども、これからの予定というのは

どの程度まで考えるのですか。

(企画部参事兼危機管理課長)今のところ、毎年1校ずつという予定で、今年度はちなみに現在鴻巣北小学校の設置工事をしているところでございます。

以上です。

(坂本)マンホール、トイレで水洗のような形になっていると思うのだけれども、あれはちなみにくみ取りか、そのまんま水洗で、下水があればできるけれども、ほとんどはそういうところではないような気がするのだけれども、その辺はどうなっていますか。

(企画部参事兼危機管理課長)今お話しにありましたように、2種類の形態がございまして、まず26年度、27年度につきましては、公共下水道が完備、整備されているところから整備しております。今後は、お話にありましたように必ずしも公共下水道が整備されていないところもございまして、その場合は通常の縦穴を掘ってバキューム式と。災害が終わった後ですけれども、バキューム式という形でなると思います。

以上です。

(坂本)わかりました。

次、247ページの防災行政無線の管理事業ですけれども、ここのところ余り、私なんかも聞こえないよというのが、そういう声を聞かなくなってきたのですけれども、苦情はあるかどうか。

(企画部参事兼危機管理課長)おっしゃるとおり、今は聞こえないというのは苦情としてはなくなってきましたけれども、それはデジタル化した段階でやはり伝播調査やった中で、どうしても聞こえない部分については追加していきましたので。ただ、ここに来まして、逆に防災無線のうるさいという苦情がふえてきまして、市長へのメールも今回5件ぐらいありますし、電話のほうも実はこの前火災の鴻巣市の馬室地内ですか、あのとときの火災のサイレンが鳴りましたけれども、3時ごろですか、あれ以降非常に苦情が多くなって、防災無線のポールを撤去しろとか、そんな形でうるさいと、そちらのほうの苦情が多くなりました。

以上です。

(坂本) やっぱり意識の持ち方かなと思うのだけれども、自分の身に置きかえて大変な思いしたときに、やっぱりこういうのがあって助かったよというようなことがあればありがたみはわかるのです。だから、そういう経験がない、この辺はほとんどそういうので危機に関したことからそういうことを言っているのだと思うのだけれども、やはり行政とすれば皆さんの命を守るにはここだという形で説得しながら、やっぱりもっとどんどんこういうふうに聞けるような、聞きやすいような放送をしていくというのがこれは大事なことかと思うので、ぜひそれをやっていっていただきたいが、どうでしょう。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員さんのほうからおっしゃるとおりでございます。うちのほうもそのうるさいとか、あるいは撤去しろという苦情に対しては時間をかけて丁寧に説明させていただきまして、特に荒川沿いの方からもそういう話がありましたので、やはりいつ常総市の洪水等が起こる可能性がある場合もあるので、その際には避難勧告、避難準備情報を出すための放送等が必要になりますからと、また災害等につきましても、火災等につきましても必ずこれは消防団の緊急信号なので、招集信号ですから、やっぱりどうしてもいざというときには必ず皆さんの身を守るためのものがございますということ、そういう説明はさせていただいておりますので、今後もそんな形で一応丁寧に説明させていただいています。

以上です。

(中野) それでは、幾つかお聞きしたいのですが、最初に平成28年9月定例会における議会運営委員会に関して資料請求で出されたものの最後のところで、この映画、27年度鴻巣地区映画館の損益計算書の中で、指定管理料の収入を除いても2億7,795万ですから約2億7,800万、こういうような金額になると、これ消費税対象の売上金額になるのですよね。一方、支出のほうを見ると、本来消費税というのは預かり金で、租税公課という形でどこか支出のところに載っていなければ本来おかしいのですが、その辺消費税の関係どうなっているか伺っておきます。

(委員長) 答弁を求めます。

(何事か声あり)

(中野) わからないのであれば、今はいいです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 9 分)



(開議 午後 1 時 4 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(中野) それでは、細かい点を含めて幾つか聞いておきたいのですが、ページ数 73、71、73 にまたがるのですが、これ私わからないのでお聞きするのですが、再開発ビル管理負担金というのが映画館関係と、それからもう一つは市民活動センターとに負担金 2 つあります。同じように再開発ビル管理負担金ですから、この算出根拠として、例えば床面積等によって負担金決まっているということしか考えられないです。その基準はどうなっているかちょっと伺っておきたいのですが。

(自治文化課長) この辺につきましては、市民活動センターですとか映画館ですとか、駐車場ですとか、あと図書館、そういった持ち分の面積というところで算出しております。

以上です。

(中野) そのことは大方予測はつくのです。恐らくは床面積、持ち分の面積だということは当然つくのですけれども、例えば 1 平米当たり幾らとかいう基準はどうなっているのですかということをお聞きしているのです。床面積である以上面積があるわけですから。持ち分ということあったにしても面積があるわけですから。

(自治文化課長) まことに申しわけございませんけれども、また後で。申しわけございません。これにつきましてもよろしく願いいたします。

(委員長) 資料を後ほどということでもよろしいですか。

(中野) はい、いいです。それでは、その映画館のこと、これもでは後ほどということでお知らせいただければいいと思います。

次に、坂本委員が質問したことに関連するのですけれども、79 ページの職場安全衛生事業と職場健康管理事業の中で、先ほど坂本委員からあつ

たのはむしろ職員の健康管理事業の中の結果によってAランク、Bランク、Cランク、Dランク、EやFランクとあると。例えば6カ月後再受診だとかという経過観察とあるわけですね。先ほどの人数で約10%は、これはFランク、Eランク足してなのか、それともFランクだけなのか、その点ちょっと伺っておきます。

（職員課長）これにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、産業医の先生に見ていただいた中で特に血压等、その辺を中心に見て、至急再検査が必要だという方に、職員に対して通知しているような状況です。

（中野）その場合、当然要2次検査という方もおられる。一般的に私も健康保険組合に長くいたものですから、大体再検率というのは病院によって違うのですけれども、若干1割からもしくは1割前後が多いのです。そのときに、当然産業医にお任せきりではなくて、職員課として本当に受診をしたのかどうかというフォローアップ、このことが非常に大事なのです。当然産業医に個人が面接して相談するのでしょうかけれども、それに対して2次健診となったときに本当にそれが受診したのかどうかということについて職員課としてきちっとフォローアップしているのですか。

（職員課長）先ほどの産業医からの再検査ということであると、63%の職員が検査、受診をしたという報告をいただいておりますけれども、それ以外については上がってきていないような状況です。職員課としても職員の健康に対しては非常に重要と思っておりますので、庁内LANのコンパスというのですか、そういうのを通知したり、あるいは会議等から所属長から再受診するよう話をしているような状況でございます。

（中野）やっぱり民間の会社も、それからこうした市役所もそうですけれども、やっぱり社員、職員、これはやっぱり財産なのです。そう考えたとき、やっぱり三十数%の人が結局2次健診に行っていないわけでしょう。そうすると、それはまさか首に縄をつけて引っ張っていくわけにいかないのだけれども、だけれども少なくともやはり再三の受診勧告というものを出すことによって、必ずフォローアップして、やっぱり職員

のそういう命、健康というのはやっぱり市役所が守っていかなければ、現役のときですよ、やめた後はどうでもいいのだ、現役のときは守っていくということが使命だと思うのです。特にそれは職員課の仕事だと思うのです。それについて今後どう考えるのか伺っておきます。

（職員課長）中野委員さんおっしゃるとおり、私、職員課としましても職員の健康を守るというのは本当非常に重要な業務だと思っております。そういった中で、会議の中では市長とか副市長からも所属長に対してちゃんと職員のそういう健康管理を含め、健康管理注意するよう通知が出ておりますので、こちらとしましても引き続き職員の健康管理を注意して当たっていきたいと思っております。

（中野）わかりました。

次に、職場安全衛生事業の中で、これについても法によって、安全衛生法によって例えばこれは肉体、体を含めて、メンタルな面を含めて当然職場において相談業務、例えば産業医等における相談業務、というのはこれは安全衛生法によって定められています。そういう点でいうと、これらについてここに医師、補助者等謝礼と書いてありますが、これらの中にそれが含まれているのですか。

（職員課長）これにつきましては、メンタル面ということでございますけれども、臨床心理士の方に心の健康相談ということで、毎月職員課のほうから案内をしまして、希望者に対して相談を受けているような状況でございます。

（中野）次に、87ページ行きます。先ほどこれはどなたの質問だったかな、金澤委員だったかな、防犯灯、平成25年から3カ年事業で蛍光灯7,600基の防犯灯を全てLEDに交換完了ということの答弁がありました。そういう中で、今回15節で防犯灯設置工事、昨年度がこれ4,912万4,378円なのです。だから、27年度は5,217万、ここ記載のとおりです。そうしますと、この防犯灯設置工事なので、この中には当然LEDの交換も入っているだろうし、それから新たに防犯灯設置したというのもここに含まれていると思うのです。その辺の内訳はどのようになっているかお聞きしたいと思うのです。

(自治文化課長) お待たせしました。済みません。平成25年度から申し上げます。平成25年度が4,046基、これをLEDプラス新規ということでございます。平成26年度でございます。1,862基、これがやはりLEDへと、そして新規でございます。そして、平成27年度、2,028基となっております。

以上です。

(中野) 私が聞いているのは、今の答弁あってもいいのですけれども、そうではなくて2,028基のうちLEDが何基で、27年度だけですよ、LEDが幾つで、新規は何基というその内訳を聞いているのです。

(自治文化課長) 2,028基のうち、新規LEDのみが76でございます。以上です。

(何事か声あり)

(中野) あとは交換。わかった、わかった。これが新規ね。なぜそれを聞いたかといいますと、その上の光熱水費、これが昨年が5,437万115円なのです。ところが、今回4,366万9,438です。しかし、それには76基の新設を加えてもなおかつ4,366万9,438ということは、この分減った金額、新設が79ふえていますけれども、減った分、これは要するにLEDに交換したことによる削減効果というふうに受け取れるのですが、そういう受け取り方でいいかどうか。

(自治文化課長) それも理由の一つでございますけれども、電気料金が値下がりしたというところが大きいところでございます。

以上です。

(中野) そうすると、私はかなりLEDに交換することによって経費節減が長い年限だったらできているなと思うけれども、今の答弁ですと、それもあるけれども、電気代が、電気料金が安くなったというのもあるのだよと。ということになると、そのウエートは例えば電気料金安くなったのが7割で、3割がLEDにかえたと、大方アバウトで。そうすると、LEDにかえたことによってどれだけ経費節減できたかという数字が特定、つかめるわけです。それが実際どうなのか調べてありますか。

(自治文化課長) その辺については、申しわけございませんけれども、

調べてございませんので。

(中野) これも後でいいですから、ぜひ調べてみて、どれだけLEDが投資効果が、1年間であれだけけれども、これを今後3年、4年先を見たときに投資効果があらわれてくるかというのを実際私どもこの実感をしたいものですから、ぜひその数字はお示しいただきたい。では、これは今データ無理なものはいいです。後日お願いします。

(委員長) では、自治文化課長……暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時02分)



(開議 午後2時05分)

(委員長) では、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。では、今の中野委員の質問に関しましては、自治文化課長のほうから後ほど資料等の提出があるということですので、そのようにしたいと思います。

続きましての質問ございますか。

(中野) あと、これまでやった委員の方とダブっている分があるので、そこはもったいないのでやりませんので、最後になるかと思いますが、299ページ、公債費についてちょっと伺っておきたいと思います。

この公債費、聞くところによるとピークは平成33、34、35年。借入金利子の償還部分が4億8,900万という数字出ています。この決算報告書の29ページに、地方債の現在高の状況ということで、ここでは目的別に出ています。財政課長、いいですか。29ページです、決算報告書の。財政課長、いいですか。この中で出ているのが別表第9ということで、地方債現在高の状況ということです。ここでは教育費、この教育費までが実はこれは目的別という形で、事業別に課別ですか、総務だとか。ところが、そのほかの例えば臨時財政対策債、あるいは臨時税収補填債、これらについては国の施策としてそうした起債が認められているわけで、これは逆に事業に対してではないわけですから、そう考えるとこの29ページの一般会計、つまり特会を除いた農業集落排水事業、北新宿、広田中央特定、これを除いた一般会計の小計として平成27年度は元利合計で

39億300万になっています。いいですね。ところが、一般会計のこの決算報告書、この決算報告書も確かに一般会計部分だけですから、足すと39億なり、これは正解、合っているのです。合わなければおかしいので。

私が聞きたいのは、この中で、この資料にないのですけれども、事業別の、課別ではないですよ、目的別ではないですよ、例えば合併特例債なら7割が後年度負担になるから、3割が市の持ち出しになりますね。要するにここで言いたいのは、この起債、地方債の中で合併特例債の残高がどれだけなのだとか、事業を行うことによる地方債の残高はどののだという内訳はここからは出てこないのです。その辺について、この決算との関係でお聞きしたいということであります。ですから、今言った39億300万、一般会計、この中での元利合計、つまりこの表の、この決算書の表の元利合計39億、これのいわばこれ何別というのですか、ここでは目的別と書いてある、目的別ではない、地方債の合併特例債とその他ということになるとどういう割合になっているのか伺っておきます。

(企画部参事兼財政課長) ご質問理解しました。今まで決算報告書ですか、資料で今の特例債、あるいは事業別でお出ししたことないのです。手元に一般会計の27年度末、約508億の残高ということになっておりまして、この報告書と合うわけですけれども、そのうち合併特例債が26年度末で約224億9,000万、27年度中に発行したものが利子は約2億1,900万、先ほどの残高から発行額を足しまして元金を引くと、27年度末合併特例債の残高が約228億4,000万でございます。このくらいの残高になっております。

それと、ちょっとお話ではなかったのですが、別枠で合併振興基金の残高が26年度末が約11億7,000万、27年度発行額が約3億7,000万、それと元金償還が約3億800万、利息について約330万返していますので、残高に発行額を足して元金を引くと、27年度末約12億3,000万の残高になっております。ちょっと手元にほかには幾つかしかありませんので、臨財債は……

(臨財債はいいですの声あり)

(企画部参事兼財政課長) 臨財債がありますね。ちょっと手元に全部細かくありませんので、あるものが緊急防災というものがあまして、これは平成23年度、要するに東日本大震災のときに新たにできた地方債でございまして、単独事業債は7割算入、補助事業につきましては8割算入ということで、合併特例債同等の地方債ということで、その後結構借りていました。合併特例債と合わせて学校の耐震ですとか、その辺に使っておりまして、これが残高、26年度末が約10億7,000万、27年度発行が2,040万、これぴたりです。元金償還が約6,800万、利息が約450万でございまして。27年度末でやはり約10億2,000万程度の残高はありますので、合併振興基金も12億ぐらい、緊急防災減災事業債というのも10億ちょっとあるという。最近の流れで、この辺をよく使ってきましたので、今ここだけ手元にありましたので申し上げます。

以上でございます。

(中野) そうすると、これ直ちということではないにせよ、今の私メモリましたけれども、数字なので、正しい数字が必要なもので、これも後で実際各、合併特例債、あるいはもう一つは合併振興基金、そしてあとここで言う臨財債、あるいは臨時税収補填、あるいは減税補填債、もう一つは純然たる事業における地方債発行していますよね。事業別に上がっていますね。そういうものをいわば返済、27年度のこの返済、三十何億、元利合わせて、その内訳ということが1つ欲しいのと、それからいま一つは、これはよく鴻巣市は借金が多い、借金が多いとあっちこっちでこのようにチラシとかビラで出ていますけれども、私の記憶して理解しているのは、少なくともここで言う臨時財政対策債、これ100%国が後年度負担、後年度地方交付税算入ということだし、合併特例債だって実際借金の7割部分は当然国がいわば後ほど交付税算入ということになるわけですから、そういうふうに考えたときに、やっぱり本当に市として国は面倒見てくれない、市が完全に返さなければいけない借金、これはここに書いてある、これ全部で合併特例債、こういうものについての本来鴻巣市が純然として返さなければいけないもの、これが本来の借金だと私は思っているのですが、その辺のことについてのやっぱり市としての

見解がどう思っているのか。私の言ったとおりであるならば、そういうような起債方法も別建てで考えてなければいけないのではないですかという意味です。

（企画部参事兼財政課長）今中野委員さんが言われました残高に対する基準財政需要額の算入見込み、これは実は財政健全化4指標の中に将来負担比率というのがあります、そこで計算をしております。ちなみに、実は一般会計、北新宿、広田、農業集落排水、下水、水道を入れた約690億というのが地方債の残高になります。それを基準財政需要額が算入されるのが水道事業会計以外が交付税の基準財政需要額に算入されております。算入見込み額が約492億900万。一般会計で言うと約79%が交付税に、基準財政収入額に算入されています。というのは、やっぱり臨時財政対策債100%、合併特例債70%、先ほど申し上げました緊急防災減災事業債、単独事業であれば70%、こういうものを集計しますと一般会計79.55%、あとはほぼ50%前後の基準財政収入額算入割合で、合計で水道も入れまして71.37%の基準財政需要額に算入されておりますので、引きますと約197億7,900万、端数あります、これが残りになりますので、交付税に算入されていない部分が純然たる借金ということで考えていただければと。将来負担比率もこのように基準財政需要額算入される分を将来の負担ということで捉えていますので、水道会計も入れまして200億弱の実質的な地方債残高というふうに考えております。

（中野）ご丁寧に関今特別会計だけではなくて企業会計も下水道、水道入れているの答弁ありました。市としてのそういう見解があるならば、やっぱりその辺ももう少しきちっとしていかないと、例えば600億だけがひとり歩きしてしまうのだ。そうすると、あたかも鴻巣市は非常に借金財政ということですが、私は住民に向かってそうではないよという今日お話ししたようなことも市政報告会でもやっているわけですが、そういう点ではそういうものも一方では、今財政課長そういう答弁したのだったら、そういう形でのやっぱり一方的なのではなくて、こういう国からのものもあると、確かに国も借金しているけれども、あるということについてもう少しPRしたらどうかと思うのですが、その辺いかがですか。

(企画部長) ご指摘ありがとうございます。中野委員がおっしゃるとおり、実は市長からのそういった資料を毎回作成して求められておりまして、当然先ほど話もありましたけれども、市長報告会等で実際の公債費の部分と借り入れ総額に関しましてはこれだけ交付税には戻ってきますよという説明はしています。ですので、やはりいたずらに借入額をどうのこうのということよりも、実態がこうなのだとすることを正しくやはり市民のほうにもPRしていく必要があると思いますので、今後財政課長の説明ですとほとんどの方が細かくてわからないという感じだと思いますので、もう少しわかるような形で市民に対しても議会に対しても報告していきたいと思います。先ほども中野委員のほうから求められました資料に関しましても、できるだけわかりやすいような形で作成をさせていただければと思います。

以上です。

(頓所) 57ページ、市長への手紙メール事業についてお伺いいたします。郵券料329万8,000円なのですけれども、これは……57ページの市長への手紙メール事業でございます。この中の郵券料、ほとんどがもう郵券料……

(何事か声あり)

(頓所) ごめんなさい。3,298円……

(何事か声あり)

(頓所) わかりました。そうすると、これがほとんど市長のメールでいただいた方のご返事ということですか。そうすると、82円で大体割れば件数が出てくるということですか。

(秘書課長) 実は件数につきましては、件数を申し上げますと平成27年度手紙が78通、それとメールが164通、合計で242通の市長への手紙、メールをいただいております。今回の決算でかなり執行率が少ないという原因なのですけれども、実はこれ着払い分、手紙をいただいた着払いの部分だけの支出でありまして、本来その回答、着払いで受信するのが手紙だけですけれども、こちら市長のほうからお返しするのは手紙もメールも含めて紙で封筒で出しています。その発送した部分がちょっと支出

のほうで本来こちらの事業で切るべきところを秘書用務のほうの郵券のほうで全て切ってしまうと、そこを毎年ある程度の金額はこちらのほうからある程度按分していこうと、支出しているのですが、27年度は済みません、その部分ちょっと漏れてしまったというのが現実でございます。

以上でございます。

(頓所) そのメールの中で、個人的な問題とかそういうのもあると思うのですが、市全体として、ああ、これいいご意見いただいたなというのがあって、それが反映されたような事案ってありますでしょうか。

(秘書課長) 済みません、今すぐに個別にどういういい提案があったかというのは記憶に今ちょっとないのですが、27年度の分野別といいますか、項目での集計のほうはとっておきまして、やはりこれ通年、例年なのですけれども、多いものとして環境整備に関するものというのがここ25、26、27通じましてやはり一番多い通数になっています。そこに続きますのが保健、福祉、医療、それと次が教育、文化という順番です。そういったものがやはり大きなものということで、やはり身近な部分、生活に密着した部分のご意見というのが結構多いのかなというふうには捉えております。

以上でございます。

(頓所) では、続いて65ページの市民が主役のまちづくり地域懇談会事業について伺いたします。

昨年度に比べて半分ぐらいの予算で済んでいると思うのですが、この事業の着地点というか、今後これを続けていくのかどうか。昨年よりも半分に減った理由というのはあるのでしょうか。

(総合政策課長) こちら消耗品費を支出しておりますが、当日参加していただいた方のペットボトルのお茶代はこちらから支出をしております。実際27年度は2回の合計で187名の方に出席をいただき、平成26年度は208名の方に出席をいただいております。今年度も既に1回実施をしているのですが、107名の方に今年度もう出席をしていただいておりますが、今後の着地点といいますとやはり内容がちょっとマンネリ化してき

てしまっている、実際には市への要望が圧倒的な内容なのです。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、道路の改修、改良、それから空き家のことだとかということで、どうにかしてほしいというような要望事項が大変多くなっておりますので、そうではなくて、何か違う観点からテーマを絞って話し合いができるような会議が開けるといいかなということで今模索をしているところでございます。

（頓所）過去に入れて5回目なのですけれども、ここの選定というか、地域の人たちがやりたいからと言ってきたのか、あるいはこちらのほうからこういう懇談会があるので参加しませんかと言っているのか、どのような方法で開催をされているのでしょうか。

（総合政策課長）自治会がそれぞれ今240を超えている自治会ありますけれども、地域によって10個の連合体をつくっていただいております。その連合体ごとにこの懇談会を開催しているのですが、1回ではなくて2回やりたいとか、逆にこちらからやりませんかということで、その単位ごとによってそれぞれ開催の仕方がちょっと変わっている状況でございます。

（頓所）では、これ最後です。平成28年9月定例会における議会運営委員会資料請求の中の3枚目というのですか、何枚の資料でございます。その中の上から2番目のウオーキングポイント運営団体設立事業についてお伺いいたします。

これは、地方創生加速化交付金ですか、先行型は前だから、加速化交付金の中のことですかね。そしてまた、その設立団体の状況というか、このことについてお伺いします。

（総合政策課長）こちら繰り越しを今年度にしておりまして、ホームページのポータルサイトの構築をする事業と、それを運営していく事業ということで、今年度これから実施をしていくものでございますので、今回全て繰り越しということで行っております。

（企画部副部長）こちらのほう、ウオーキングポイントもその中に入っているのですけれども、実は県のほうで補助率が高い事業が県のほうもウオーキングポイント、何か力入れているのです。そちらのほうは補助

率100%ということで、今回のことと言うとこの加速型も100%なのですがけれども、実は県のほうは2年間継続なのです。なので、ちょっとウオーキングポイントの部分は県のほうに乗りかえをしました。というのは、加速型のほうは来年は推進型になって、それをまた改めて申請して2分の1しかつかないので、事業的にはいろいろ絡んでくるところあると思うのですがけれども、ウオーキングポイントに関しては県のほうにとりあえず2年間、補助率100%のほうに乗りかえようということで今乗りかえてやっております。事業をやっております。

(頓所) では、今後設立団体等を募集して、推進交付金のほうに進んでいくという考えはあるのかどうか。

(企画部副部長) 現在ポータルサイトの構築の準備を今着々と進めているところで、その後設立団体をつくって何人か雇用していくということです。当然この流れ的には次の推進交付金をどう使っていけるのか、もしくはどういうふうな形で国のほうが採用してくれるのかというところを今検討しているところです。

(頓所) そうすると、28年度が推進型だとすると、推進交付金になるとすると、28年度中に募集があるのですか。

(企画部副部長) はい、そうです。今年度に来年度の募集が何回かに分けてかかっているということです。恐らく1月ごろの募集になるかと思いますが、その辺に間に合わせるように今ちょっと考えているところです。

(頓所) 以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 先ほど詳細な借金の額、純然たる借金の額を教えてくださいまして、純然たる借金が約200億に近いということが改めてわかりました。これは、1年間の予算の約半分に相当する額です。こういった大きな借

金、決して小さくはないと思っております。このような中で、基金を今後さらに積み立てていくというところに、いわゆる財政というのは当年度決算をしていくのだということで反対をしていきます。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（金澤）議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

国は、人口減少対策や少子高齢化対策として自治体に地方版総合戦略の策定を指示しております。鴻巣市においては、人もまちも健康を基本方針として、合併特例債等を活用した事業の総仕上げと各事業を執行してきました。平成27年度決算状況は、一般会計の最終予算額は376億660万円であり、一般会計決算では歳入が379億3,949万円、歳出が360億2,891万、歳入歳出差っ引き額は19億1,058万円で、平成27年度単年度収支は16億7,574万円の黒字となっております。

平成27年度の主な重点施策としては、政策総務関係ではごみ処理施設建設の基金の具現化や耐震補強等を含めた本庁舎の改修事業等を推進してきました。政策総務常任委員会関連での市債の発行状況を見ると、総務債では合併振興基金整備事業債3億7,050万円、本庁舎改修事業債1億9,570万円、消防債では消防団設備整備事業債2,430万円、臨時財政対策債は19億7,581万円等により、各種事業を積極的に執行してきました。また、行政経営では、公共施設等の整備、改修を中長期的な視点から計画的に行う公共施設等マネジメント事業の取り組みも開始しております。財政面では、現在の厳しい財政状況下、市税収入の減少や予期しない財政需要に備え、また高齢化により増加している扶助費等の増加など、義務的経費の伸びが見込まれるため、今まで以上に財政準備を実施しております。さらに、財政の硬直化に注意しながら、平成32年度で終了する普通交付税、合併算定替の影響も考慮し、減債基金等の積み増しを行い、今後の公債費の増加に備えております。私は、今後の推進事業も費用対効果を考慮し、効果的で効率的な行財政運営を行っていくと思慮いたします。

以上を勘案しまして、議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定

について賛成いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

政策総務常任委員会の視察研修について、日程は平成28年10月31日月曜日から11月2日水曜日の3日間、視察先、視察項目については、大分市「大分市議会議員政策研究会」、豊後高田市「豊後高田市学びの21世紀塾事業(教育のまちづくりで人口減少対策を)」と「豊後高田昭和の町づくり事業」、北九州市「公共施設マネジメントの取組み」とし、実施したいと思っております。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時35分)



(開議 午後2時55分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

公共施設アセット・マネジメントに係る調査等に関する事項につきまして、閉会中の継続審査としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、公共施設アセット・マネジメントに係る調査等に関する事項について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

大変にご苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 5 6 分)